

者以外の層に想定されているからかもしれないが、調査サンプルの詳しいデータと詳細な分析結果をも示していただきなかったというものである。もちろん、各節の最後には、調査結果を発表した書籍名とおよその概数が示されているが、その内容を正確に理解するためにも、そうした配慮をしていただきたかった。

また、本書において示されていた「子どもらしさ」や「若者らしさ」という言葉の意味を、これは私たちの共通の問題として、今後論議する必要があるだろう。なぜなら、ある一定の「子どもらしさ」を想定することは、その想定の変質をそのまま調査項目の設定や解釈に反映する恐れがあるからである。さらに、

■ 書評 ■

宮島 喬 [編]

『外国人市民と政治参加』

無国籍者、難民が大量に生み出されることは20世紀の国民国家に特有の現象である（ハンナ・アレント『全体主義の起源2』みすず書房）。いま、私たちが新しい国家や政治の形を考えようとするとき、この20世紀国民国家の遺産ともいべき無国籍者や難民の問題とどう向き合うのかを避けて通ることはできない。

本書『外国人市民と政治参加』は、現代日本をフィールドとしてこの問題に取り組んだ共同研究の成果である。本書の刊行は2000年3月だが、その夏には国会に永住外国人地方選挙権付与法案が提出

「子どもらしさ」という言葉は、暗黙の内に私たちの中にある「子ども観」を前提としていることになる。しかし、そうした近代の「子ども観」そのものを論議することも、子ども研究の今後の重要な課題と考えられるからである。

とはいえ、長年子ども研究に関わり、調査を実施してきた著者の目配りは広範にわたっており、精緻である。また、特筆すべきは今後の学校教育への具体的な提言が随所に盛り込まれていることである。ぜひ、読者自身が本書を手にとって、子どもの変容とその実態を読み取っていただきたいと思う。

◆四六判 240頁 本体2,100円
黎明書房 2000年3月刊

お茶の水女子大学 小玉 重夫

され、2001年2月現在、衆議院で審議中である。その帰趨は予断を許さないが、外国人の政治参加が、私たちが住むこの列島社会の政治の形を構想するうえでも、一つの大きな論点となりつつあることはたしかである。

本書の分析の一つの中心をなしているのは、川崎市が1996年に条例によって創設した「川崎市外国人市民代表者会議」である。編者による序章「外国人市民の参加とその回路」でも述べられているように、本書は外国人市民の政治参加を選挙権の問題にのみ還元せず、より広い参

加民主主義の文脈で議論しようとするが、「代表者会議型のシステム」(12頁)はその具体的な形態として位置づけられる。

第Ⅰ部「外国人市民の政治参加を考える」では、この「代表者会議」の構想から実現にいたる政治過程とその現状が分析される(1章, 2章)。あわせて、外国人参政権をめぐる法的問題(3章)とグローバリゼーションのなかでの市民権の再定義の問題(4章)が検討される。

第Ⅱ部「参加への回路を開く」では、「代表者会議」代表への応募者を対象とした質問紙調査などをもとに、外国人市民の参加活動の実態やその主体形成へ向けての回路が検討されている。「代表者会議」代表への応募者がそれぞれの居住する地域等でいかなるパーソナル・ネットワークを有するかが検討され(5章)、特にそのなかで応募者数のトップを占めたニューカマー(1980年代以降の来日者)中国人の参加意識が分析される(6章)。さらに、日系南米人(7章)、難民として日本に定住するベトナム出身者(8章)の地域社会参加の実態が検討されている。また、外国人市民の主体形成の回路として教育への注目がなされ、ニューカマーの子どもの教育を支援する学習支援グループやサポーター・ネットワークの現状(9章)、多文化教育の視点を取り入れた学校改革の可能性(10章)が検討される。

本書全体を通じ、1990年代以降の外国人の政治参加をめぐる状況に大きな質的転換があり、そこから一つの論点が浮上してきていることを知ることができる。

すなわち、川崎市における「九〇年代以前にみられた市当局と外国人団体の激しい大衆団交を伴う対抗関係」が、90年代以降、「代表者会議に体现される協力関係へと大きく転換したかにみえる」(1章, 36頁)が、この「対抗」から「協力」へという外国人をめぐる政治状況の質的な転換をどう評価するかという問題である。そこには、外国人の権利拡大という側面と同時に、受け入れ社会への同化(国民化)による民族性の喪失という側面があり、この「市民権の光と陰」の両面性をいかにして克服していくことができるのかという課題(4章, 83頁)が浮上している。同様の論点は、同化教育批判から出発した「民族教育」が「多文化教育」へと発展していくとき、そこに「文化の羅列主義」「みせかけの統合」に陥る危険性があるという指摘(10章, 199頁)にも見いだすことができる。

この問題に対して本書が提起する一つの視点は、市民権の再定義(4章, 91頁)という方向性である。具体的には、市民権、参政権、社会権が福祉国家において統合されるというT. マーシャル流の市民権論を解体し、組みかえていこうという方向性である(序章, 5頁)。たとえば、定住外国人を日本国憲法上の「国民」および「住民」の概念には含めず、そのうえで定住外国人地方参政権を立法政策の問題として議論していこうという提起(3章, 67頁)は、同化(国民化)に陥らない参加の方向性を模索するものであるという意味で、市民権の組みかえの一つの試みとして読むことも可能である。